

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。なお、本ひな型は、個人情報保護に関する社内規定を制定していない会社向けのものであり、既に制定済みの会社については、新たに制定して頂く必要はありませんが、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等と比較し、内容に不足がある場合は、追加規定の必要性についてご検討頂く必要があります。】

個人情報の保護に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、当社における個人情報の適正な取扱いを確保し、当社が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（個人情報の管理、漏洩・流出の防止）

第2条 当社は、自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）を行うに際しては、保護法、施行令、基本方針、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針のほか、関係法令等に従い、個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、不正流出等の防止を図るものとする。

2 当社は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）に基づく宅地建物取引業者として、宅建業法第50条の2の4に定める不動産信託受益権等の売買等以外の宅地建物取引等を行うに際しては、保護法、施行令、基本方針、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、不正流出等の防止を図るものとする。

登録番号：●●財務局長（金商）第●号
会社名：●●●株式会社

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。